



長野県報

8月7日(木)
平成15年
(2003年)
第1480号

目次

告示

建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱(監理課).....	1
道路の供用開始(道路維持課).....	13
道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	14
長野県収入印紙条例に基づく売りさばき人の指定(2件)(会計課).....	14
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	15

公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....	15
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	16
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書等の縦覧(3件)(産業振興課).....	16
一般競争入札(産業活性化・雇用創出推進局).....	17
土地改良事業の施行についての同意(土地改良課).....	18
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課).....	18
土地改良区の役員の就退任の届出(土地改良課).....	18
都市計画法に基づく開発行為の工事の完了(5件)(建築管理課).....	19
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課).....	20



長野県告示第389号

建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱を次のように定めます。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱
(趣旨)

第1 この要綱は、県内の建設業等の業者の新分野事業への進出を促進し、その経営基盤の強化に資するため、建設企業グループ等が行う新分野事業進出の試行に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設企業グループ等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 新分野事業進出の試行に関し協定を締結している2以上の企業で構成するグループ(申請日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可又は長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であって、長野県内に主たる営業所を有しているものを含むものに限る。)

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合であって、長野県内に主たる事務所を有し、かつ、建設業法第3条第1項の許可を有するもの

ウ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づく協業組合であって、長野県内に主たる事務所を有し、かつ、建設業法第3条第1項の許可を有するもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が特に認めたもの

- (2) 新分野事業 申請日において建設企業グループ等（第1号のアに該当する建設企業グループ等によっては、構成する個々の企業）が営む事業と日本標準産業分類の細分類（4桁分類）において異なる分類に属する事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）

（経費及び補助率）

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 率
建設企業グループ等が行う新分野事業進出の試行に要する経費で次に掲げるもの (1) 市場調査等に要する委託料及び賃金 (2) 社員等の社外研修の受講料、教材費及び旅費 (3) 試作品の作成に要した材料費及び機械の賃借料 (4) 経営コンサルタント等専門家に支払う謝金及び旅費 (5) 消費動向等の調査のための試行的な出店に要する経費（店舗及び設備の賃借料及び賃金に限る。） (6) 新分野事業進出の参考となる書籍等の購入費 (7) 広告及び宣伝のための資料の作成及び印刷に要する経費	2分の1以内。 ただし、100万円を限度とする。

（補助金交付の条件）

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備し、これらを事業完了後5年間保管すること。

（補助金の交付申請）

第5 規則第3条に規定する申請書は、建設業等新分野事業進出費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- 補助事業計画書（様式第2号）
- 補助事業完了後の経営計画（様式第3号）
- 申請日において営む事業一覧表（様式第4号）及び直近の法人税又は所得税の確定申告書の写し（第2第1号のアに該当する建設企業グループ等によっては、構成する個々の企業の申請日において営む事業一覧表及び直近の法人税又は所得税の確定申告書の写し）
- 申請者（第2第1号のアに該当する建設企業グループ等によっては、構成する個々の企業）の建設業許可通知書又は入札参加資格付与通知書
- 新分野事業進出の試行に関する協定書（第2第1号のアに該当する建設企業グループ等に限る。）
- 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

（変更承認の申請等）

第6 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- 補助事業の内容を変更しようとするとき 建設業等新分野事業進出費補助事業計画変更承認申請書（様式第5号）
- 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 建設業等新分野事業進出費補助事業計画中止(廃止)承認申請書（様式第6号）
- 補助事業が予定期間内に完了しないとき 建設業等新分野事業進出費補助事業遅延等承認申請書（様式第7号）

（申請の取下げ）

第7 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、建設業等新分野事業進出費補助事業交付申請取下書（様式第8号）を、交付決定の通知を受けてから10日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、建設業等新分野事業進出費補助事業実績報告書（様式第9号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- 試行結果一覧（様式第10号）
- 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から15日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

第9 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、建設業等新分野事業進出費補助事業精算払請求書（様式第11号）を知事に提出するものとする。

（書類の提出先等）

第10 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、補助事業者の主たる営業所を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から平成15年8月31日までの間における第10の規定の適用については、同第10中「千曲市」とあるのは、「更埴市」とする。

(様式第1号)

建設業等新分野事業進出費補助金交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申 請 者

住 所

氏 名

印

年度建設業等新分野事業進出費補助金の交付を関係書類を添付し下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 補助事業開始予定年月日 年 月 日

補助事業完了予定年月日 年 月 日

(備考) 第2第1号のアに該当する建設企業グループ等にあつては、申請者欄は、協定を締結している企業の連名とし、代表となる企業を明示してください。

(様式第2号)

補助事業計画書

経費名	実施予定年月日	事業内容	金額
合計			

(添付書類) 見積書、パンフレット等金額の算出根拠を証する書類

(様式第3号)

補助事業完了後の経営計画

実施予定年月	事 項

(備考) 補助事業完了後の新分野事業進出のための経営計画の主な予定を記載してください。

(様式第5号)

建設業等新分野事業進出費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設業等新分野事業進出費補助事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更交付申請額 円

(備考) 第2第1号のアに該当する建設企業グループ等においては、申請者欄は、協定を締結している企業の連名とし、代表となる企業を明示してください。

(添付書類) 補助事業計画書(様式第2号)(当初計画及び変更内容を記載してください。)

(様式第6号)

建設業等新分野事業進出費補助事業計画中止(廃止)承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設業等新分野事業進出費補助事業は下記のとおり中止(廃止)したいので、承認してください。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 事業を中止する期間
- 3 事業再開の見通し
- 4 事業完了年月日

(備考) 1 第2第1号のアに該当する建設企業グループ等にあつては、申請者欄は、協定を締結している企業の連名とし、代表となる企業を明示してください。

2 廃止の場合は、1のみ記載してください。

(添付書類) 廃止の場合は、補助事業計画書(様式第2号)(当初計画及び廃止までの遂行状況を記載してください。)

(様式第7号)

建設業等新分野事業進出費補助事業遅延等承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設業等新分野事業進出費補助事業は予定の期間内に完了しないので、下記のとおり延長を承認してください。

記

1 予定期間内に完了しない理由

2 完了予定年月日 年 月 日

(備考) 第2第1号のアに該当する建設企業グループ等にとっては、申請者欄は、協定を締結している企業の連名とし、代表となる企業を明示してください。

(添付書類) 補助事業計画書(様式第2号)(当初計画及び延長承認申請までの遂行状況を記載してください。)

(様式第8号)

建設業等新分野事業進出費補助事業交付申請取下書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設業等新分野事業進出費補助事業は、下記の理由により取り下げます。

記

取下理由

(備考) 第2第1号のアに該当する建設企業グループ等にとっては、申請者欄は、協定を締結している企業の連名とし、代表となる企業を明示してください。

(様式第 9 号)

建設業等新分野事業進出費補助事業実績報告書

年 月 日

長野県知事 殿

申 請 者
住 所
氏 名 印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設業等新分野事業進出費補助事業は下記のとおり完了しました。

記

新分野事業進出試行結果 (進出の見込み等)

(備考) 第2第1号のアに該当する建設企業グループ等にあつては、申請者欄は、協定を締結している企業の連名とし、代表となる企業を明示してください。

(添付書類) 試行結果一覧 (様式第10号)

(様式第10号)

試 行 結 果 一 覧

経 費 名	実 施 年 月 日	試 行 状 況	金 額
合 計			

(添付書類) 契約書、報告書、受講証、領収書、写真等試行状況を証する書類

(様式第11号)

建設業等新分野事業進出費補助事業精算払請求書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印

年 月 日付け長野県達 第 号で額の確定のあった 年度建設業等新分野事業進出費補助金を、下記のとおり交付
してください。

記

請求額 円

振込口座 銀行・農協・金庫 支店
普通・当座 口座番号
口座名義人

(備考) 第2第1号のAに該当する建設企業グループ等によっては、申請者欄は、協定を締結している企業の連名とし、代表となる
企業を明示してください。この場合においては、振込口座は、代表となる企業の口座とし、他の企業の委任状を添付してくだ
さい。

監 理 課

長野県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定によ
り、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月22日まで、
長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所におい
て、一般の縦覧に供します。

平成15年8月7日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 栃原北郷信濃線

2 供用を開始する区間

上水内郡戸隠村大字栃原字宮之前口7704番の1地先から

上水内郡戸隠村大字栃原字峰外3286番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成15年8月7日

道路維持課

長野県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃原北郷信濃線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上水内郡戸隠村大字栃原字宮之前口7704番の1地先から 上水内郡戸隠村大字栃原字峰外3286番の1地先まで	旧	5.3~19.0 ^m	0.1732 ^{km}
同 上	新	5.5~37.6	0.1662

道路維持課

長野県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡本城村大字西条2544番の1地先から 東筑摩郡本城村大字西条1889番の1地先まで	旧	8.5~25.5 ^m	0.5921 ^{km}
同 上	新	9.1~42.5	0.4350

道路維持課

長野県長野地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成15年7月10日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成15年8月7日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

名 称	住 所
ちくま農業協同組合	更埴市大字鑄物師屋200番地
ちくま農業協同組合 稲荷山支所	更埴市大字稲荷山1041-3番地
ちくま農業協同組合 倉科支所	更埴市大字倉科1467番地
ちくま農業協同組合 森支所	更埴市大字森1401-7番地

会 計 課

長野県下伊那地方事務所告示第101号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成15年7月22日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成15年8月7日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

名 称	住 所
みなみ信州農業協同組合伊賀良支所	飯田市北方3852番地22
みなみ信州農業協同組合殿岡支所	飯田市上殿岡675番地5
みなみ信州農業協同組合桐林支所	飯田市桐林1066番地1
みなみ信州農業協同組合高森支所	下伊那郡高森町下市田2786番地
みなみ信州農業協同組合山吹支所	下伊那郡高森町山吹3673番地
みなみ信州農業協同組合田村支所	下伊那郡豊丘村神稲3120番地

会 計 課

選告示第34号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

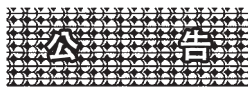
平成15年8月7日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「軽費老人ホーム望月悠玄荘	北佐久郡望月町大字望月字井戸1,730-1」を
「軽費老人ホーム望月悠玄荘	北佐久郡望月町大字望月字井戸1,730-1
特別養護老人ホーム結いの家	北佐久郡望月町大字望月326-4」に、
「特別養護老人ホーム りんごの郷	長野市大字穂保字町浦207-1」を
「特別養護老人ホーム りんごの郷	長野市大字穂保字町浦207-1
特別養護老人ホーム尚和寮	長野市松代町東条94-1」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 申請のあった年月日
平成15年7月28日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 宅老所 花・HANA
- 代表者の氏名
五反田 泰子
- 主たる事務所の所在地
北安曇郡松川村5721番地1269
- 定款に記載された目的
この法人は、障害者が地域で自立生活が出来る社会の実現を図るために、障害者の自立生活に関する事業や障害者、高齢者が暮

らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 申請のあった年月日
平成15年7月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ACT
- 代表者の氏名
元村 幸時
- 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城2809番地1
- 定款に記載された目的